


# 組織体制の変更について

日本理学療法士協会  
会長 半田一登

## 理学療法士関連年表

- < 1965 > ・ 理学療法士及び作業療法士法公布
- < 1966 > ・ **日本理学療法士協会発足**  
・ 第1回全国学会、第1回全国研修会開催
- < 1967 > ・ **兵庫県理学療法士会発足**
- < 1972 > ・ **社団法人日本理学療法士協会**
- < 1974 > ・ 世界理学療法連盟入会
- < 1980 > ・ アジア理学療法連盟結成  
・ 日本理学療法士協会会費1万円
- < 1987 > ・ 協会事務所購入（江東区東陽町）
- < 1989 > ・ 高齢者保健福祉十か年戦略

中央  
集権  
体質



## 理学療法士関連年表

- < 1990 > ・ 日本学術会議より学術研究団体認可  
・ **社団法人高知県理学療法士会誕生**
- < 1992 > ・ 広島大学医学部保健学科理学療法学専攻
- < 1995 > ・ 障害者プラン七か年戦略
- < 1998 > ・ 会館竣工（渋谷区千駄ヶ谷）
- < 1999 > ・ 第13回世界理学療法連盟学会開催（横浜）
- < 2000 > ・ 介護老人保健施設開院
- < 2006 > ・ 公的保険における追い風が逆風に
- < 2009 > ・ 理学療法士の参議院議員誕生
- < 2010 > ・ **代議員による総会開始**
- < 2011 > ・ 東日本大震災発生 緊急援助実施

地方分権時代

## 理学療法士関連年表

- < 2012 > ・ 総括的管理システム導入  
・ **公益社団法人取得**  
・ 第1回日韓合同カンファレンス開催
- < 2013 > ・ 日本理学療法学会発足
- < 2016 > ・ 代議員による本会役員選挙実施
- < 2017 > ・ 第1回アジア理学療法フォーラム開催
- < 2020 > ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施  
・ 新会館竣工（東京都港区六本木）
- < 2021 > ・ 日本理学療法学会連合発足予定
- < 2023 > ・ 法人会員制度発足予定
- < 2025 > ・ **地域包括ケアシステム完成年度**
- < 2040 > ・ **少子社会による社会保障システム**

地方分権

地方主体

## 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、**地域包括ケアシステムの構築が重要です。**

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

**地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**

## 地方行政と郡市区等医師会との連携強化

### 老人保健健康増進等事業の概要

参考資料

- ▶ 地域リハビリテーションは、「地域リハビリテーション推進のための指針」に基づき、都道府県の体制整備を進めているところである。また、その具体的な活動のひとつとして、市町村が実施する地域リハビリテーション活動支援事業がある。
- ▶ 地域リハビリテーション体制の構築には、都道府県と市町村が連携をとる必要がある、さらに、都道府県医師会や郡市区等医師会等の関係団体および医療機関または介護保険施設等との協力体制を構築することが、地域リハビリテーションの推進に重要である。
- ▶ 本事業では以下を実施する。
  - 都道府県に対する地域リハビリテーション体制の整備状況についてアンケート、ヒアリング等の実態把握と好事例の収集
  - 市町村に対する、地域リハビリテーション活動支援事業における都道府県や郡市区等医師会との連携状況について、アンケート、ヒアリング等の実態把握と好事例の収集
  - 行政や関係機関向けの活動マニュアルの作成
  - 地域リハビリテーション推進のための研修会プログラムの作成

厚生労働省、令和2年度 老人保健健康増進等事業の公募テーマより

(一社)日本リハビリテーション病院・施設協会

## 介護予防分野における地域リハビリテーション体制について

参考資料

▶ 「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会の取りまとめ」において地域リハビリテーション活動支援事業の在り方として以下のように取りまとめられた。

- 都道府県は、都道府県医師会等と連携し、現行の仕組みであるリハビリテーション協議会や支援センター等の設置や充実を図ることにより、地域の実情に応じた地域リハビリテーション支援体制を体系的に構築すること。
- 市町村は、こうした支援体制を踏まえ、郡市区等医師会や必要に応じて都道府県医師会と連携の上、医療機関や介護事業所等の協力を得て、医療専門職を安定的に派遣できる体制を構築するとともに、関係機関の理解促進を図ることが必要である。

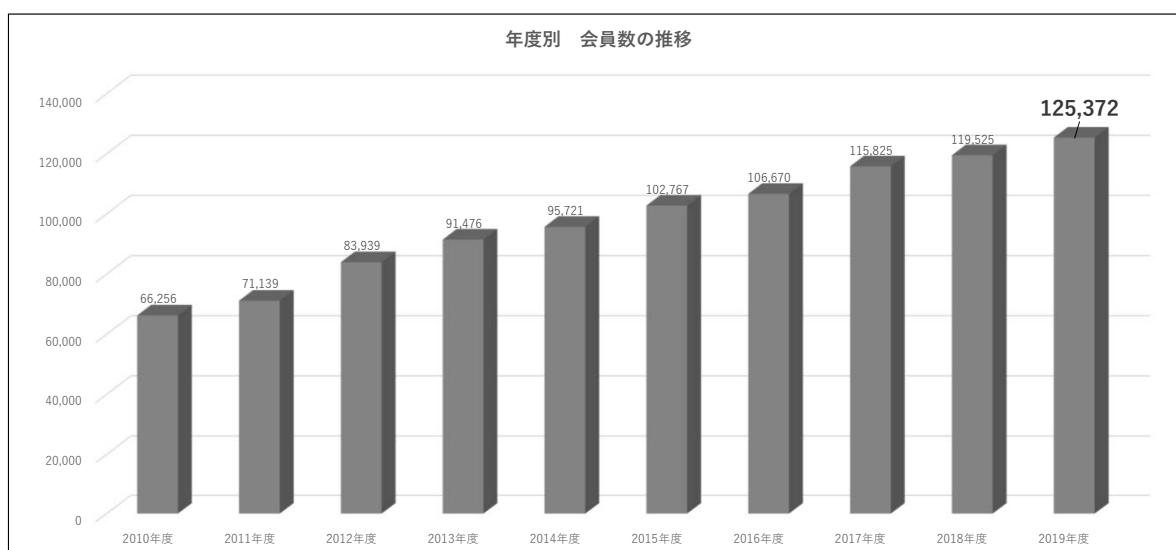
▶ これらを踏まえて「地域リハビリテーション推進のための指針」を次のように令和3年4月に施行予定。

- 地域リハビリテーションが、地域包括ケアシステムの構築かつ市町村の一般介護予防事業の充実・強化のための取組であることを明記
- 都道府県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの業務を改めて整理
- 研修実施内容を近年の動向を踏まえた形に修正

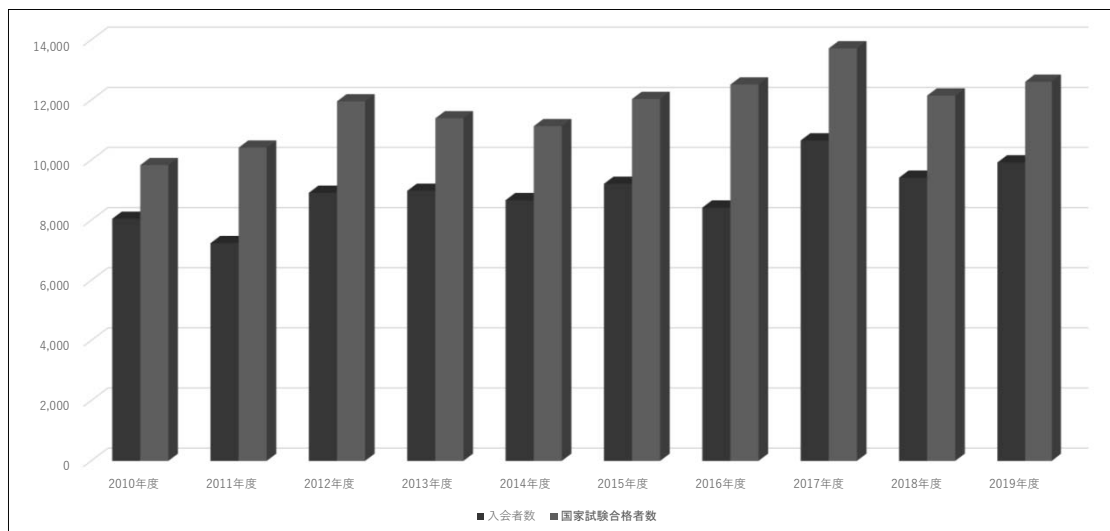
厚生労働省、令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（2020.3.10）

（一社）日本リハビリテーション病院・施設協会

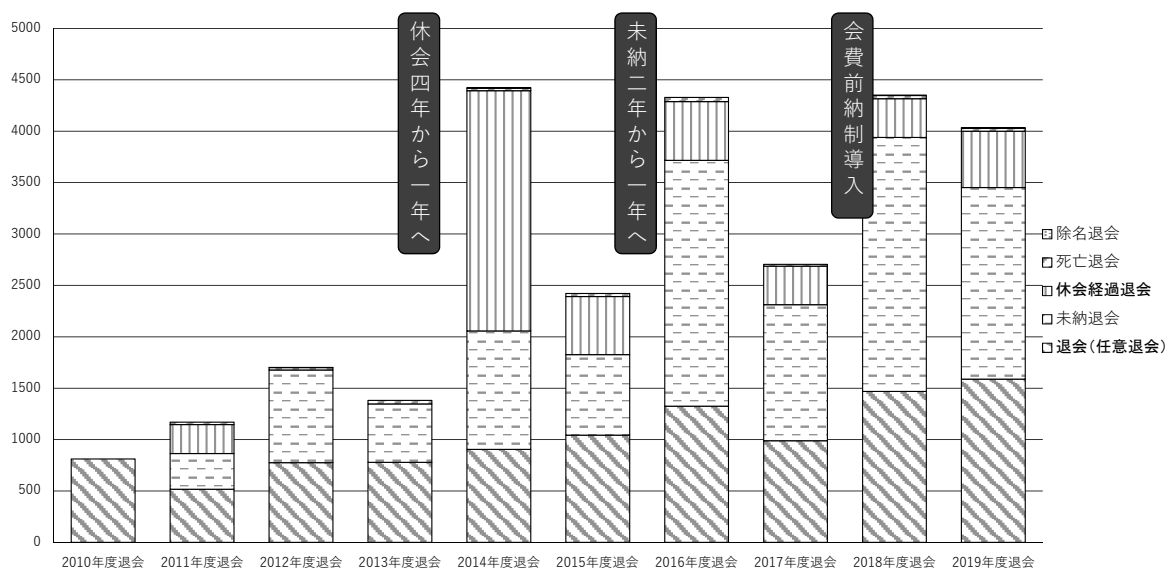
## 年度別 会員数の推移



## 年度別 入会者数の推移



## 本会の退会者数の推移



## 都道府県理学療法士会の主体性のために

### <組織改正の必要性>

- ・地域包括ケアシステム完成年度（2025年）近づく
- ・本会会員数の停滞（退会者数の増加）

### <市町村単位での組織化（支部化）>

- ・市町村等行政機関及び関連団体との連携強化
- ・市町村単位（支部）での士会活動強化

### <協会での法人団体化>

- ・日本理学療法士協会を都道府県理学療法士会による法人会員制導入
- ・日本理学療法士協会理事会に法人代表が参加

## 組織体制変更への今後の取り組み

2020年度第7回理事会

47都道府県理学療法士会を法人会員とする組織体制承認

2020年度臨時総会

47都道府県理学療法士会を法人会員とする組織体制説明

2021年度定時総会

法人会員制度審議

2022年度定時総会

協会役員体制及び選挙方法審議

2023年度定時総会

新組織体制による運用開始

新組織検討委員会

理事会で理事体制検討

## 47都道府県理学療法士会による法人会員制度

1. 都道府県理学療法士会の自立性と自律性を高め、日本理学療法士協会及び日本理学療法学会連合と三位一体の関係を構築する。
2. 今後の都道府県理学療法士会と日本理学療法士協会との具体的な機能分化については新組織検討委員会で2022年度定時総会を目途に検討する。
3. 協会新理事体制については、理事会で2022年度定時総会を目途に検討する。
4. 理学療法士個々の協会における資格及び権能については変更なし。
5. これまでの代議員総会の権能等については継続し、代議員と理事の兼任も不可とする。

## 理学療法士関連団体による役割分担と三位一体（2023年度）

